

○成績評価に関する申合せ

(令和元年5月15日 学務委員会承認)

(趣旨)

第1条 この申合せは、弘前大学教育学部が行う成績評価を適切に実施し、教育の質を保証するため、必要な事項を定めるものとする。

(評価)

第2条 履修科目の評価は、弘前大学教育学部の各課程、専攻（学校教育教員養成課程初等中等教育専攻、学校教育教員養成課程特別支援教育専攻、養護教諭養成課程）のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを基盤に作成された授業の到達目標に沿い、学生の到達度をレポート、テスト、発表等により評価する。成績評価方法及び採点基準については各教員がシラバスに示す。なお、個人指導が中心となる科目が生じた際は、成績評価を複数の教員で行う。

(評価基準)

第3条 成績の評価基準等は以下のとおりとする。

判定	評語・評点	評価基準
合格	秀 (S) : 90~100 点	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている
	優 (A) : 80~89 点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良 (B) : 70~79 点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可 (C) : 60~69 点	到達目標を最低限達成している
不合格	不可 (D) : 59 点以下	到達目標に達していない

附 則

この申合せは、平成31年1月16日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元年5月15日から実施する。